

本願寺神戸別院・兵庫教区教務所 ・兵庫教区教化センター 改修工事建設委員会議事録

1. 日 時 2024(令和6)年12月3日(火) 15:30~

2. 会 場 本願寺神戸別院 1階研修ホール (オンライン併用)

(1). 事務連絡 (出欠報告・資料確認)

(2). 挨 捶 松本隆英 本願寺神戸別院輪番・兵庫教区教務所長

吉田信哉 本願寺神戸別院・兵庫教区教務所・兵庫教区教化センター
改修工事建設委員会委員長

(3). 協議事項

①趣意書について

(1)事業名称：本願寺神戸別院・兵庫教区教務所・兵庫教区教化センター令和大修復

(2)趣意書 (案) ※別紙参照【御認証後作成】

上記について、委員会で承認された。

②予算案・工事規模について※別紙参照

予算案並びに工事計画の通り委員会にて承認された。

③懇志依頼額算定の基準について

本願寺神戸別院・兵庫教区教務所・兵庫教区教化センター

令和大修復懇志依頼額算定基準 (案)

(1)賦課金を基準とするもの※別紙参照

・教区普通賦課金に基準として2.1の係数をかけたもの

【教区賦課金は、前年度宗派賦課金の50%の額・特別賦課金を含まない】

注1. 現時点での賦課金・役職人数での算出となっているため、懇志依頼時点での数値で再計算いたします。

注2. 各寺院への依頼懇志額は、千円未満繰り上げで依頼いたします。

④その他について

調査報告書にアスベストについての調査結果があるが、別院建設時点ではアスベストは使用禁止であったのではないか。なぜ建築時使用されていたのかという質問があり、株式会社中村設計に回答を依頼。回答については別紙添付 (石綿使用について)

3. 挨 捶 谷川正秀 本願寺神戸別院・兵庫教区教務所・兵庫教区教化センター
改修工事建設委員会副委員長

以 上

石綿使用規制について

令和6年12月18日

1. 石綿使用規制の変遷

1975年：特定化学物質等障害予防規則により、石綿含有率5重量%を超える吹付作業が原則禁止となりました。

1995年：安全衛生施行令の改正により、アモサイト・クロシドライトの製造、輸入、譲渡、提供、または使用が禁止となりました。

ただし、最も使用率の高いクリソタイルは規制対象外でした。

特定化学物質等障害予防規則の改正により、規制対象範囲を1重量%超まで拡大となりました。

2006年：安全衛生施行令の改正により、規制対象範囲を0.1重量%超まで拡大となりました。

事実上、アスベスト製品の製造・使用等は全面的に禁止されました。

重量%とは、100gあたりに含まれる物質の重量です。5重量%は100gに5g含まれている状態です。

2. 見解

本堂及び庫裏が竣工した1995年は1重量%超える石綿の使用は禁止されていました。今回の調査結果より、外壁仕上材の下地調整材に含有している石綿材はクリソタイルです。

クリソタイルは1995年時点では規制対象外であったため、使用されていました。今回の外壁改修の際は、現在の労働安全衛生法に則り、施工致します。